

鮫川村工事等指名競争入札心得

(目的)

第1条 村が発注する工事（工事に関する測量、設計及び調査等の業務委託を含む。）又は製造の請負契約に係る指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令及び鮫川村財務規則（昭和58年鮫川村規則第14号）に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札保証金等)

第2条 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とし、その納付等については、別に定めるところによる。ただし、当該入札に参加する者のうち、鮫川村財務規則（昭和58年鮫川村規則第18号）第115条第1項各号に該当する場合には、これを免除する。

(入札等)

第3条 入札参加者は、指名通知書、図面、金額抜き設計図書、仕様書のほか現場等を熟知のうえ、適正な積算を行い、入札しなければならない。

2 入札参加者は、指定の日時に指定の場所に本人が出席して、入札書（工事及び製造においては様式第1号、工事に係る業務委託においては様式第2号）を提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。ただし、郵送による提出を指示された場合はこの限りでない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（工事及び製造においては様式第3号、工事に係る業務委託においては様式第4号）を持参させ、確認を受けなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

5 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、開札の開始後は入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札執行手続きの合理化)

第4条 入札の執行回数は原則として3回を限度とする。この限度内において落札者がな

いときは、予定価格と最低入札金額との差が少額で、随意契約ができると認める場合を除き、指名替等を行い、後日、入札を行うものとする。

2 入札金額の読上げは、最低入札金額のみについて行うものとする。

(入札の辞退)

第5条 入札を希望しない場合には、入札を辞退することができる。また、指定された入札時刻に遅れた入札参加者は、入札を辞退したものとみなす。

2 入札を辞退する時は、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（工事及び製造においては様式第5号、工事に係る業務委託においては様式第6号）を契約権者に直接提出し、又は郵送して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提示して行う。

3 入札参加者が、一旦、入札を辞退した場合は、これを撤回することはできない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に、不利益な取扱いを受けることはない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあつては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(積算内訳書の提出)

第7条 建設業法で定義する建設工事に係る入札参加者は、入札書に加えて入札書に記載された入札金額に対応した積算内訳書（様式第7号）を提出しなければならない。ただし、再度入札の場合にあつては、その提出を省略することができる。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札参加者が一者以下の場合には、入札は中止とする。

(入札の無効等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札参加の資格のない者のした入札

(2) 郵便による入札（郵送による提出を指示された場合を除く。）

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(5) 記名押印を欠く入札

- (6) 金額を訂正した入札
 - (7) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判断することができない入札又は後発の入札
 - (9) 積算内訳書を提出しない者の入札
 - (10) 入札書と積算内訳書の金額が異なる入札（入札書と積算内訳書との金額の差が千円未満である場合を除く。）
 - (11) 積算内訳書に未記入等の不備があった者の入札
 - (12) 明らかに連合によると認められる入札
 - (13) 再度入札の場合、前回の最低価格を超える金額を入札額とした入札
 - (14) その他、村において、特に指定した事項に違反した入札
- 2 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。
- (1) 最低制限価格が設定されている場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札
 - (2) 低入札価格調査制度が適用されている場合において、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札
(落札者の決定)
- 第10条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の10の規定を準用する場合がある。この場合において、同条第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。
- 2 施行令第167条の10第2項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 3 施行令第167条の10の2第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の申込みに係る価格によっては、施行令第167条の10の2第2項の規定に基づきその者以外の者を落札者とする場合がある。
- 4 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、まず、席順により予備くじ引きを行い順番を決め、次に、本落札者を定めるためのくじ引きを、予備くじ引きで決定した順に行う。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるとき又は郵送による入札書の提出を指示された場合で入札者が不在の場合は、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
(再度入札)
- 第11条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札

がないときは、直ちに再度の入札（以下「再入札」という。）を行う。

- 2 最初の入札に参加しなかった者、無効入札をした者及び最低制限価格を設けた競争入札において最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再入札に参加することができない。

（契約保証金等）

第 12 条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

（契約書等の提出）

第 13 条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて一定期間内に、これを契約権者に提出しなければならない。

- 2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札を取消すことがある。

- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後すみやかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（異議の申立）

第 14 条 入札をした者は、入札後第 2 条第 1 項に規定する事項及びこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（補則）

第 15 条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。

附 則

- 1 この心得は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 鮫川村指名競争入札心得は、廃止する。